

平成十四年厚生労働省令第七十七号

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令
 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会	東京都新宿区西新宿七丁目十六番一号	ウェブデザイン職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一級 実技試験 ロ 学科試験 二級 実技試験 イ 学科試験 三級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験	平成十九年十月十二日
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会	東京都港区東新橋二丁目十番七号	キャリアコンサルティング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一級 実技試験 イ 学科試験 二級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 学科試験	平成二十年九月十日
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会	東京都千代田区外神田二丁目十八番二十一号	ピアノ調律職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一級 実技試験 イ 学科試験 二級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 学科試験 三級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 学科試験	平成二十三年九月一日
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人金融財政事情研究会	東京都新宿区南元町十九番地	ファイナンシャル・プランニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一級 実技試験 イ 学科試験 二級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 学科試験 三級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 学科試験	平成十四年六月十一日

接客販売	一般社団法人日本百貨店協会	東京都中央区日本橋二丁目 一番十号	接客販売職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成二十九年十月二十四日
着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター	東京都渋谷区代々木一丁目 五十六番四号	着付け職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成二十二年二月一日
ホテル・マネジメント	一般社団法人日本宿泊産業マネジメント技能協会	東京都新宿区西新宿三丁目 二十番二号	ホテル・マネジメント職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成三十年七月二十三日
レストランサービス	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会	東京都千代田区飯田橋三丁目 三十一号	レストランサービス職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成十四年六月十一日
フィットネスクラブ・マネジメント	一般社団法人日本フィットネス産業協会	東京都千代田区鍛冶町二丁目 二番三号	フィットネスクラブ・マネジメント職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成二十九年十月二十四日

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年九月一日厚生労働省令第一二一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年四月二三日厚生労働省令第八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年八月八日厚生労働省令第九六号）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二七日厚生労働省令第二五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二八日厚生労働省令第一七五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月二二日厚生労働省令第一七三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年四月七日厚生労働省令第五七号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二四日厚生労働省令第一一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三一日厚生労働省令第一一九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二三日厚生労働省令第八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月一八日厚生労働省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月一三日厚生労働省令第一三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一〇日厚生労働省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日厚生労働省令第一五五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年七月二五日厚生労働省令第九七号）
この省令は、公布の日から施行する。